

三監第35号  
令和7年7月2日

三島市長 豊岡武士様  
三島市議會議長 堀江和雄様

三島市監査委員 今井信義

三島市監査委員 大房正治

### 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を三島市監査基準（令和2年三島市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

補助金名称 生活交通バス路線維持費補助金  
交付団体 株式会社 東海バス  
所管課 環境市民部 地域協働・安全課

(2) 公の施設の指定管理監査

ア 施設名称 障がい者支援センター佐野あゆみの里指定管理  
指定管理者 社会福祉法人 見晴学園  
所管課 社会福祉部 障がい福祉課  
イ 施設名称 北上高齢者すこやかセンター指定管理  
指定管理者 富士伊豆農業協同組合  
所管課 社会福祉部 長寿政策課

3 監査の範囲 令和6年度における財政的援助及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況

#### 4 監査の実施場所及び期間

監査委員事務局事務室及び監査委員室

令和7年5月9日から令和7年7月2日まで

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 事務局職員の事前調査

所管課及び団体からの調書及び関係書類の提出を求め、提出された関係書類に基づき所管課の担当及び団体の経理担当等から聴取を行い、確認した事項について調書を作成し監査委員に報告した。

##### (2) 監査委員による監査

事務局職員が調査した関係書類及び調書に基づき監査を実施した。

#### 6 監査の評価項目

##### (1) 財政援助団体監査の所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

##### (2) 財政援助団体監査の団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

##### (3) 公の施設の指定管理監査の所管課関係

- ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。

- イ 指定管理者の指定について、議会の議決を経ているか。
- ウ 指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- エ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正に行われているか。
- オ 協定書等において、管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- カ 協定書等において、指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- キ 想定されるリスクの分担が定められているか。
- ク 指定管理料の算定根拠は、合理的な基準に基づいているか。
- ケ 指定管理料の支出の方法、時期、手続き等は適正か。
- コ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- サ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。
- シ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

#### (4) 公の施設の指定管理監査の団体関係

- ア 協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ 協定等に違反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ 指定管理料の請求、受領は協定のとおりになされているか。
- エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- オ 事業報告書の記載内容（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）は適正か。
- カ 個人情報の管理は適正に行われているか。
- キ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ク 利用料金は管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ケ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また他の事業との会計区分は明確か。
- コ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- サ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- シ 利用促進のための努力はなされているか。

## 7 監査対象の概要

### (1) 財政援助団体の概要

#### ア 生活交通バス路線維持費補助金

団体の名称	株式会社 東海バス
団体の概要	伊豆半島を中心に路線バス、貸切バス事業等を行っており、市内では循環バスせせらぎ号のほか、三島スカイウォーク方面への路線や、三島～沼津駅間を結ぶ路線、玉沢等の錦田地区のバス路線を運行している。
補助金名称	生活交通バス路線維持費補助金
補助の目的及び効果	路線バス事業者に対し、不採算路線における前年度欠損額の一部を補助することで、生活交通路線の維持を支援し、市民の日常生活に必要な交通手段を確保することを目的とする。 令和6年度は、三恵台線が静岡県地域公共交通活性化協議会において生活交通路線として計画決定されたことにより、新たに補助金交付対象となった。市内に運行系統を有する不採算9路線については、廃線されることなくバスの運行が維持されている。
補助金額	14,469,000円（一般財源）
令和5年度 団体の決算状況	歳入決算額 3,059,627,000円 歳出決算額 3,029,127,000円 歳入歳出差引額 30,500,000円 このうち、不採算路線にかかる決算 歳入決算額 23,633,932円 歳出決算額 42,926,465円 歳入歳出差引額 △19,292,533円 補助対象経費 19,292,533円（充当率75.0%） 補助対象経費の3/4以内を令和6年度に補助

### (2) 指定管理者の概要

#### ア 社会福祉法人 見晴学園

指定管理者	社会福祉法人 見晴学園
施設の名称	三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里
施設の目的	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的としている。
指定管理業務	1 三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例第3条に掲げる事業に関すること

	2 佐野あゆみの里の施設及び設備の維持管理に関すること 3 その他佐野あゆみの里の管理業務で、市長が必要と認めるもの	
指定方法	公募	
指定手続	令和4年7月6日	市へ指定管理者指定申請書提出
	令和4年8月1日	指定管理者審査委員会によるヒアリング、総合審査、選定、選定結果通知
	令和4年8月12日	三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里の管理に関する仮協定書締結
	令和4年9月6日	市議会9月定例会にて議第51号「公の施設の指定管理者の指定について」議決、協定書締結
	令和4年9月7日	指定管理者指定通知及び告示
指定管理期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
指定管理料等	期間上限額84,500,000円、年度上限額16,900,000円の範囲内において年度協定書で定める。 令和4年度 0円 債務負担行為 令和5年度 16,900,000円 (一般財源 16,900,000円、国県支出金 0円) 令和6年度 16,900,000円 令和7年度 16,900,000円 令和8年度 16,900,000円 令和9年度 16,900,000円 利用者給食費負担金 500円/食	
	収入 79,825,124円 支出 91,295,531円 収支 △11,470,407円 収入額が支出額に不足する額11,470,407円は、法人の積立資産取崩により補填していた。	
	開所日 244日/年 1 生活介護事業 延べ利用者数 6,257人/年 1日平均利用者数 25.7人 2 日中一時支援事業 延べ利用者数 1,495人/年 1日平均利用者数 6.2人	

イ 富士伊豆農業協同組合

指定管理者	富士伊豆農業協同組合	
施設の名称	三島市北上高齢者すこやかセンター	
施設の目的	おおむね 60 歳以上の高齢者的心身の健康保持及び教養の向上を図ることにより高齢者が介護を必要とする状態となることを予防することを目的としている。	
指定管理業務	1 三島市北上高齢者すこやかセンター条例第3条に掲げる事業に関する事 2 デイ教室及び和室の使用の承認に関する事 3 センターの施設及び設備の維持管理に関する事 4 その他センターの管理業務で、市長が必要と認めるもの	
指定方法	公募	
指定手続	令和4年 9月12日	市へ指定管理者指定申請書提出
	令和4年10月18日	指定管理者審査委員会によるヒアリング、総合審査、選定
	令和4年10月19日	選定結果通知
	令和4年10月27日	三島市北上高齢者すこやかセンターの管理に関する仮協定書締結
	令和4年11月22日	市議会11月定例会にて議第75号「公の施設の指定管理者の指定について」議決 指定管理者指定通知、協定書締結
	令和4年11月30日	指定管理者指定告示
指定管理期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
指定管理料等	期間上限額46,970,000円の範囲内において協定書で定める。	
	令和4年度	0円 債務負担行為
	令和5年度	9,300,000円 (一般財源 9,300,000円、国県支出金 0円)
	令和6年度	9,350,000円
	令和7年度	9,440,000円
	令和8年度	9,440,000円
	令和9年度	9,440,000円
利用料金制 導入なし		
令和6年度の指定管理係る収支状況	収入 9,350,000円 支出 8,774,557円 収支 575,443円	

令和6年度の施設 の利用状況	開所日 293日/年 デイ教室利用者総数 5,752人 うち自主事業参加者総数 3,972人
-------------------	--

## 8 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

### (1) 財政援助団体監査

#### ア 生活交通バス路線維持費補助金

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三島市生活交通バス路線維持費補助金については、申請書類等の細かな記載ミスや、算出根拠となる書類などの確認漏れが見受けられた。事業者及び所管課においては以下の点に留意するよう要望する。

#### (ア) 株式会社 東海バス

三島市生活交通バス路線維持費補助金交付要綱の各様式に記載されるべき数値について再度確認し、補助金算出の根拠となる前年度の運行実績に基づき、適正に申請書等を作成されたい。

#### (イ) 地域協働・安全課

申請書等の記載内容や、金額等の算出根拠となる書類について、主管課で十分に確認されていない状況が見受けられる。また、三島市生活交通バス路線維持費補助金交付要綱の解釈に誤りがあるために、事業者に対する指導・助言が適正に行われていなかった。補助金交付の適正性を審査するのは行政の役割であることを再認識し、要綱についての正確な解釈はもとよりさらなる理解を深め、申請内容やそれを裏付ける関係書類を細部までよく確認し、補助金交付事務の処理、事業者への指導・助言が適正に行われるよう努められたい。

なお、本補助金事業は、「市民の日常生活に必要な交通手段を確保する」ことが目的であることから、『三島市補助金ガイドライン』に「補助金を交付している事業であっても、本来市の事業として実施することが適切であると認められる場合には、委託事業に転換を図るよう検討する。」と示されているとおり、委託事業として自主運行化することを視野に入れて、事業の見直しを検討されたい。

## (2) 公の施設の指定管理監査

ア 障がい者支援センター佐野あゆみの里

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里は、令和5年度より市直轄の運営から指定管理者制度へ移行し、現在まで社会福祉法人見晴学園により運営されている。

指定管理者と所管課の事務手続きにおいて、協定等に基づく義務の履行が適切に行われているかの確認を行ったところ、事業報告書の提出の遅れや、セルフ・モニタリングが未実施であることが確認された。指定管理者及び所管課においては以下の点に留意するよう要望する。

### (ア) 社会福祉法人 見晴学園

指定管理者制度においては、事後評価や次年度の運営指導等に資するために、事業報告書については、適時適切な提出が求められる。また、継続的なサービス水準の確保および利用者視点での運営改善を図る観点から、セルフ・モニタリングの実施は重要である。これらを踏まえ、協定書等に基づく義務の履行の遵守に努め、引き続き指定管理者制度の趣旨に沿った特色ある運営を展開されたい。

### (イ) 障がい福祉課

施設の設置者である市は、施設の管理運営に関して、協定書等に基づき適正かつ確実なサービスが提供されるか、サービスの安定的で継続的な提供が可能な状態であるか等の適正な管理運営の確保に努める必要がある。

所管課は、事業報告書の記載内容を裏付ける証拠書類等の確認や、実地調査により事業の実施状況を把握し、モニタリング及び実績評価の適正かつ確実な実施に努め指定管理者に対し、適切な改善等指示及び指導助言をされたい。

### イ 北上高齢者すこやかセンター

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三島市北上高齢者すこやかセンターは、平成18年度より市直轄の運営から指定管理者制度へ移行し、現在まで富士伊豆農業協同組合（令和4年4月1日三島函南農業協同組合及び南駿農業協同組合外6団体が合併）により運営されている。

当該施設は平成27年度財政援助団体等監査において監査を実施していることから、当時の監査における意見・要望について改善が検討されたか、また、協定等に基づく義務の履行が適切に行われているかの確認を行った。指定管理者及び所管課においては以下の点に留意するよう要望する。

(ア) 富士伊豆農業協同組合

指定管理者が実施する自主事業の教室やイベントは、平成 18 年から現在までに指定管理者として培われた経験を活かし、利用者の多くが参加している。新規利用者の獲得のために、新たな教室の開催や、教室運営時間の拡大に取り組んでいるところだが、その効果について、利用者満足度調査の結果等により検証し、引き続き魅力的な教室の開催を図られたい。

(イ) 長寿政策課

本施設に係る指定管理者は、平成 18 年から現在まで、指定管理者が変わることなく経過している。指定期間を定めた上で、適正な手続きを経て指定管理者は選定されているものの、長期にわたり権限のほとんどを指定管理者に委ねており、ノウハウの伝承の停滞や、新たな発想や試みが生まれにくくなるといった組織マネジメント上のリスクが潜んでいる。改めて、指定管理者との連携を密に、運営の効率化や経費の削減について検証を実施されることを要望する。

また、施設の利用者は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少後、回復の傾向はあるものの、ピークである平成 27 年度には到達していない。本施設は、駐車場や公共交通機関がないことから、訪れる利用者が限定されるため、抜本的な改善を検討されたい。